

公益財団法人東京カリタスの家
役員退任慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京カリタスの家（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下、役員という。）が退任した場合の退任慰労金の支給の基準について定めることを目的とする。

(退任慰労金の支給)

第2条 役員が退任した場合には、評議員会の決議により退任慰労金を支給する。

2 役員が死亡により退任したときには、その者と生計を一にしていた遺族に退任慰労金を支給する。

(退任慰労金の算定基準)

第3条 退任慰労金の額は、2万円とする。

2 前項に規定の退任慰労金の額は、その職務実績に応じ、評議員会の決議により変更することができる。

(支給方法)

第4条 退任慰労金は、前条に規定する支給全額を、通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、源泉徴収による所得税その他法令に基づき退任慰労金から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 本人がその退任慰労金につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、2014年6月20日から施行する。